



# 火災から身を

# 守るために

## 住宅用火災警報器の設置が義務化

近年、住宅火災による死者は全国で2年連続千人を超え、その半数以上が65歳以上の高齢者です。今後の高齢化の進展とともにさらに増加するものと予想されています。

このようなことから、昨年消防法が改正され、一戸建て住宅や店舗併用住宅、共同住宅などの住居部分に「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられました。

市でも、消防法改正を受け、火災予防条例に「住宅用火災警報器の設置及び維持」の基準を定めました。

新築住宅は平成18年6月1日から、既存住宅は平成20年6月1日から住宅用火災警報器の設置が必要となります。

火災から大切な生命・財産を守るために、住宅用火災警報器を設置しましょう。

### 住宅用火災警報器とは

火災時の煙や熱などを自動的に感知し、警報音や音声で火災を知らせる機器です。

電池式とコンセント式があり、消火器販売店や量販店などで販売しています。値段は、5千円から1万3千円程度で販売されています。

### なぜ設置するの

住宅火災による死亡の約7割は、逃げ遅れが原因となっています。

アメリカでは、住宅用火災警報器の設置が義務化されてから、火災による死者が約半分に減っています。

また、東京都で発生した住宅火災では、設置されていた住宅用火災警報器のおかげで、早期に発見、消火され、就寝中の一家6人の命が助かっています。

このように、住宅用火災警報器を設置することで、火災を早期に発見することができ、より早い避難、通報、初期消火が可能となります。

## 要注意 悪質訪問販売にご用心

消防職員、公的機関の職員などが、一般の家庭や事業所などを訪問して、火災警報器などの防災用品を売り歩くことは絶対にありません。

また、特定の業者に販売を委託することはありません。業者の服装や、たぐみな言葉などにだまされないようにしましょう。

### 【悪質業者の主な手口】

- ①「火災警報器を設置しなければならない」「この火災警報器でなければいけない」と訪問する業者
- ②「消防署の方から来ました」と訪問する業者
- ③「消火器の点検に来ました」「期限が過ぎたので交換が必要です」と訪問する業者
- ④「今だけです」「あなただけです」などと、契約をせまりサインさせる業者



## 住宅用火災警報器の設置場所

### ■ 寝室

普段就寝している部屋で、来客が就寝するような部屋は除きます。

### ■ 階段

寝室がある階の階段踊り場の天井や壁に設置します。

### ■ 台所

調理中の煙や湯気で誤作動する可能性がある台所では、熱を感知する定温式住宅用火災警報器を設置することができます。

### ■ さらに必要な場所

1つの階に7平方メートル（四畳



天井設置タイプの火災警報器

火災警報器の品質を保障するものに、日本消防検定協会の認定があります。購入の目安として右のようなNSマークが付いているものを選びましょう。



## 火災警報器に関する問い合わせ・相談

半)以上の居室が5つ以上ある階の廊下に設置します。

消防本部 予防課  
消防署

東出張所	西出張所	南出張所	北出張所	津山出張所
0220	0220	0220	0225	0225
(22)	(42)	(58)	(76)	(68)
0119	2119	2119	4119	3119

## 設置が義務付けられる場所

①寝室 ②階段 ③台所

※安全性を高めるため、居間などにも設置することをお勧めします。

